

大月市民の体育施設の設置及び管理に関する条例（平成18年大月市条例第28号）新旧対照表

改正後					現行						
別表第2（第11条関係） 総合グラウンド（陸上競技場、野球場、フィールド）使用料					別表第2（第11条関係） 総合グラウンド（陸上競技場、野球場、フィールド）使用料						
施設の名称	使用区分	入場料を徴収する大会、試合等の場合	入場料を徴収しない大会、試合等の場合	練習		施設の名称	使用区分	入場料を徴収する大会、試合等の場合	入場料を徴収しない大会、試合等の場合	練習	
				専用	個人					専用	個人
陸上競技場	1日	入場料総額の1	3,020円	2,160円	半日一般、大学生40円 高校生30円 中学生以下20円	陸上競技場	1日	入場料総額の1	3,150円	2,100円	半日一般、大学生40円 高校生30円 中学生以下20円
	午前	割の額。ただし、	1,620円	1,080円			午前	割の額。ただし、	1,570円	1,050円	
	午後	その額が4,320	2,160円	1,620円			午後	その額が4,200	2,100円	1,570円	
	1時間	円に満たないと きは4,320円と し、その額が17,280円を超える ときは17,280円とする。	540円	430円			1時間	円に満たないと きは4,200円と し、その額が16,800円を超える ときは16,800円とする。	520円	420円	
野球場	1日	同上	2,160円	1チーム 850円	野球場	1日	同上	2,100円			
	午前		1,080円	1チーム 430円		午前		1,050円	1チーム 420円		
	午後		1,620円	1チーム 640円		午後		1,570円	1チーム 630円		

	1時間		430円	1チーム	150円
フィールド	1日	同上	1,720円	1チーム	720円
	午前		860円	1チーム	370円
	午後		1,290円	1チーム	540円
	1時間		320円	1チーム	150円

備考

- 午前とは、午前8時30分から正午までをいい、午後とは、正午から午後5時30分までをいう。
- 1日とは、午前8時30分から午後5時30分までをいい、半日とは、午前又は午後をいう。
- 入場料とは、何らかの名義をもってするかを問わず、入場者から徴収すべき入場の対価をいう。

別表第3（第11条関係）

総合グラウンド（テニスコート）使用料

施設の名称	使用区分	入場料を徴収する大会、試合等の場合	入場料を徴収しない大会、試合等の場合	
			一般・大学生	高校生以下

	1時間		420円	1チーム	150円
フィールド	1日	同上	1,680円		
	午前		840円	1チーム	360円
	午後		1,260円	1チーム	520円
	1時間		310円	1チーム	150円

備考

- 午前とは、午前8時30分から正午までをいい、午後とは、正午から午後5時30分までをいう。
- 1日とは、午前8時30分から午後5時30分までをいい、半日とは、午前又は午後をいう。
- 入場料とは、何らかの名義をもってするかを問わず、入場者から徴収すべき入場の対価をいう。

別表第3（第11条関係）

総合グラウンド（テニスコート）使用料

施設の名称	使用区分	入場料を徴収する大会、試合等の場合	入場料を徴収しない大会、試合等の場合	
			一般・大学生	高校生以下

テニスコート (全天候)	1日	1コート 12,340円	1コート 2,470円	1コート 1,240円
	午前		1コート 1,030円	1コート 510円
	午後		1コート 1,440円	1コート 720円
	夜間		1コート 1,850円	1コート 920円
	1時間		1コート 420円	1コート 200円
	夜間1時間		1コート 620円	1コート 310円

備考

- 1 市民及び市内在勤者以外の者が使用する場合は、2倍の額とする。
- 2 午前とは、午前8時30分から正午までをいい、午後とは、正午から午後5時まで、夜間とは、午後5時から午後10時までをいう。
- 3 1日とは、午前8時30分から午後5時までをいう。
- 4 入場料とは、使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

別表第4（第11条関係）

総合体育館使用料

区分	使用時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時

テニスコート (全天候)	1日	1コート 12,000円	1コート 2,400円	1コート 1,200円
	午前		1コート 1,000円	1コート 500円
	午後		1コート 1,400円	1コート 700円
	夜間		1コート 1,800円	1コート 900円
	1時間		1コート 400円	1コート 200円
	夜間1時間		1コート 600円	1コート 300円

備考

- 1 市民及び市内在勤者以外の者が使用する場合は、2倍の額とする。
- 2 午前とは、午前8時30分から正午までをいい、午後とは、正午から午後5時まで、夜間とは、午後5時から午後10時までをいう。
- 3 1日とは、午前8時30分から午後5時までをいう。
- 4 入場料とは、使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

別表第4（第11条関係）

総合体育館使用料

区分	使用時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時

メイ ンアリーナ	バスケットボール (1面)	1時間	<u>860円</u>	1時間	<u>1,620円</u>
	バレーボール (1面)				
	バドミントン (1面)	//	<u>320円</u>	//	<u>540円</u>
	ソフトバレー (1面)				
	ミニテニス (1面)				
サブアリーナ(柔剣道場)		//	<u>430円</u>	//	<u>860円</u>
卓球 (1台)		//	<u>100円</u>	//	<u>200円</u>
研修室		//	<u>210円</u>	//	<u>430円</u>
トレーニングルーム (1人)		//			100円
トレーニングヤード (1人)					

備考

- 1 上記使用料は、大月市民（大月市在住、在勤、在学のいずれかに該当する者）が使用する場合の使用料とする。
- 2 大月市民以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 大月市民の小学生、中学生、高校生の使用料の額は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 4 使用時間に30分の端数があるときは、1時間当たり使用料の2分の1の額を加える。
- 5 使用面積が2分の1以下のときは、1時間当たり使用料の2分の

メイ ンアリーナ	バスケットボール (1面)	1時間	<u>830円</u>	1時間	<u>1,570円</u>
	バレーボール (1面)				
	バドミントン (1面)	//	<u>310円</u>	//	<u>520円</u>
	ソフトバレー (1面)				
	ミニテニス (1面)				
サブアリーナ(柔剣道場)		//	<u>420円</u>	//	<u>840円</u>
卓球 (1台)		//	<u>100円</u>	//	<u>200円</u>
研修室		//	<u>210円</u>	//	<u>420円</u>
トレーニングルーム (1人)		//			100円
トレーニングヤード (1人)					

備考

- 1 上記使用料は、大月市民（大月市在住、在勤、在学のいずれかに該当する者）が使用する場合の使用料とする。
- 2 大月市民以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 大月市民の小学生、中学生、高校生の使用料の額は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 4 使用時間に30分の端数があるときは、1時間当たり使用料の2分の1の額を加える。
- 5 使用面積が2分の1以下のときは、1時間当たり使用料の2分の

1の額とする。

6 専用使用で入場料を徴収しない際の使用料の額は、当該使用料の2倍の額とし、入場料等を徴収する際の使用料の額は、5倍の額とする。

7 使用料を算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第5（第11条関係）

総合体育館（運動場器具又は付帯設備）使用料

区分	単位	金額	区分	単位	金額
バスケットボール	1コート1式 1時間ごと	100円	放送装置	午前、午後 夜間各	1,080円
バレーボール	〃	100円		1日（午前、 午後）	2,160円
バドミントン	〃	100円	ワイヤレス マイク	1個	320円

備考

運動用具は付帯設備使用の際、アマチュアスポーツでないその他の催し物で入場料等を徴収する場合は、上記使用料の2倍の額とする。

別表第6（第11条関係）

武道館使用料

種別	時間	昼間料金（1時間につき）	夜間料金（1時間につき）
		午前9時～午後5時	午後5時～午後9時30分

1の額とする。

6 専用使用で入場料を徴収しない際の使用料の額は、当該使用料の2倍の額とし、入場料等を徴収する際の使用料の額は、5倍の額とする。

7 使用料を算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第5（第11条関係）

総合体育館（運動場器具又は付帯設備）使用料

区分	単位	金額	区分	単位	金額
バスケットボール	1コート1式 1時間ごと	100円	放送装置	午前、午後 夜間各	1,050円
バレーボール	〃	100円		1日（午前、 午後）	2,100円
バドミントン	〃	100円	ワイヤレス マイク	1個	310円

備考

運動用具は付帯設備使用の際、アマチュアスポーツでないその他の催し物で入場料等を徴収する場合は、上記使用料の2倍の額とする。

別表第6（第11条関係）

武道館使用料

種別	時間	昼間料金（1時間につき）	夜間料金（1時間につき）
		午前9時～午後5時	午後5時～午後9時30分

専用	<u>430円</u>	<u>810円</u>
準専用	210円	<u>410円</u>

備考

- 1 専用とは、武道館の全部を使用することをいう。
- 2 準専用とは、武道館を2分の1に区分し専用を使用することをいう。
- 3 電気設備を使用するときは、夜間料金を適用する。
- 4 使用料金の算出は、1時間単位とする。ただし、1時間未満の端数がある場合、30分以下は切り捨てるものとする。

専用	<u>420円</u>	<u>780円</u>
準専用	210円	<u>390円</u>

備考

- 1 専用とは、武道館の全部を使用することをいう。
- 2 準専用とは、武道館を2分の1に区分し専用を使用することをいう。
- 3 電気設備を使用するときは、夜間料金を適用する。
- 4 使用料金の算出は、1時間単位とする。ただし、1時間未満の端数がある場合、30分以下は切り捨てるものとする。